

四日市市訓令第 3 号

庁 中 一 般
各 公 所

四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する規程を次のように定める。

令和 3 年 3 月 3 1 日

四日市市長 森 智 広

四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、四日市市の規程で定める手続及び様式のうち申請者等の押印を義務付けているものについて、その特例を定めるものとする。

(押印の省略)

第 2 条 次の表の左欄に掲げる規程の規定する手続又は様式のうち、同表中欄に掲げる手続又は様式については、当該規程の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。

規則名	手続又は様式	備考
四日市市文書管理規程(平成 20 年四日市市訓令第 7 号)	第 5 号様式、第 6 号様式及び第 1 2 号様式	署名その他確認をしたことの表示をした場合に限る。
四日市市電子署名規程(平成 20 年四日市市訓令第 8 号)	第 1 号様式及び第 2 号様式	
職員のサービスの宣誓実施規程(昭和 26 四日市市訓令甲第 1 号)	第 3 条に規定する宣誓書への押印	署名をした場合に限る。
四日市市職員安全衛生管理規程(昭和 62 年四日市市訓令第 7 号)	第 3 号様式から第 6 号様式まで	
四日市市職員サービス規程(四日市市昭和 62 年四日市市訓令第 8 号)	第 2 号様式、第 4 号様式、第 6 号様式、第 8 号様式及び第 9 号様式	
四日市市職員倫理規程(平成 11 年四日市市訓令第 17 号)	第 2 号様式	
四日市市自家用電気工作物保安規程(昭和 40 年四日市市訓令甲第 13 号)	別表第 2 1 (3)	

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(総務部総務課)